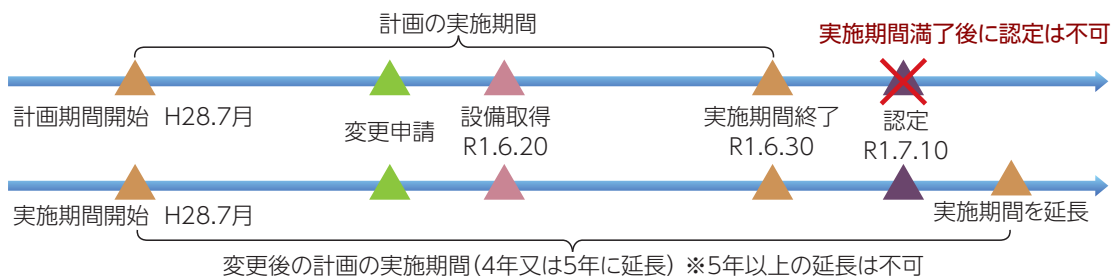


【図表】 経営力向上計画の実施期間満了に伴う申請の具体例（計画の実施期間が3年（平成28年7月～令和元年6月））

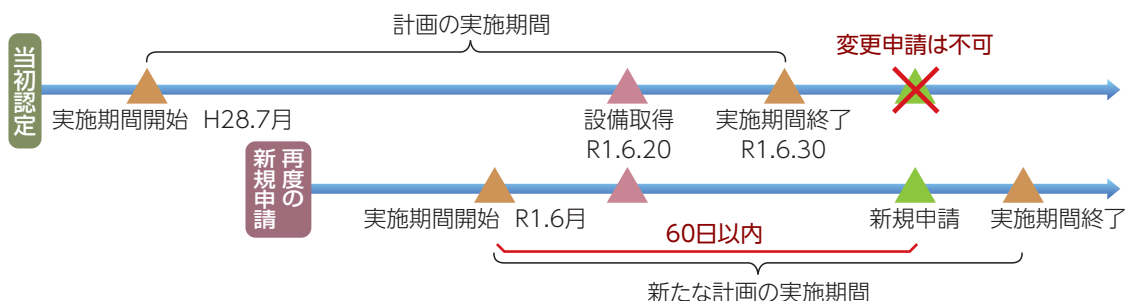
ケース1

実施期間終了前に計画変更申請（取得設備の追加）をし、認定が実施期間終了後になる場合は当該計画変更時に実施期間も延長することが必要。



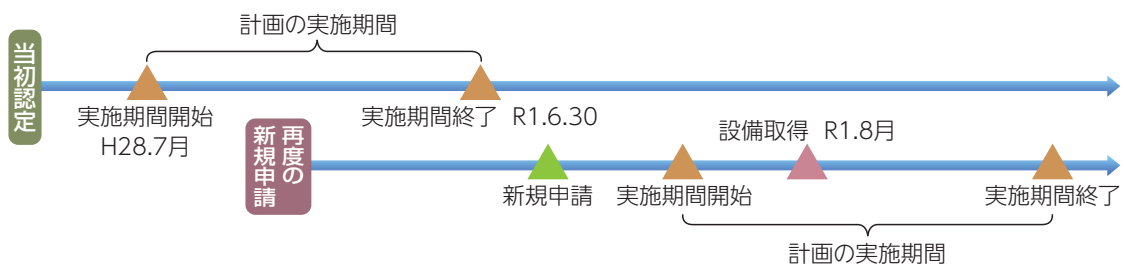
ケース2

実施期間終了前に取得した設備については、実施期間終了後に変更申請ができないため、新規申請（設備取得から60日以内）があらためて必要。



ケース3

実施期間終了後に申請する場合は、変更申請ができないため、新規申請があらためて必要。



ケース4

計画の実施期間終了前に、再度の新規申請の提出は可能。ただし、従来計画と新規申請計画の実施期間が重ならないよう、新規期間の実施期間は、従来計画の実施期間終了後に開始されることが必要。

